

医療法人社団 智孝会 錦野クリニック
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団智孝会錦野クリニックが実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

1. 錦野クリニックが実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。
2. 通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
3. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他の関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 錦野クリニック
2. 所在地 静岡県藤枝市青葉町2-1-47
TEL 054-636-5000
FAX 054-636-5444

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 医師（管理者） 1人 （常勤 1名）
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
2. 従事者
理学療法士若しくは作業療法士・経験看護師 1名以上
管理栄養士 1名
介護職員 5名以上
従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日
ただし、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯 午前9時30分～午後3時45分・午後2時00分から午後3時00分
3. 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員）

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位 20名
2単位 3名

（通所リハビリテーション等の内容）

第8条

1. 通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。
 - (1) 通所リハビリテーション
 - (2) 食事サービス
 - (3) 入浴サービス

(4) 送迎サービス

2. 通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。

(1) 目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

(2) 訓練等

- ① 運動療法
- ② 物理療法
- ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
- ④ 自助具使用訓練
- ⑤ 日常生活動作に関する訓練
- ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練
- ⑦ 認知機能維持活動

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条

1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
2. 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。
3. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については、衛生性的な管理に努める。
4. 感染症の発生、流行性疾患の蔓延のないように必要な措置を講ずる。
5. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむおえない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 藤枝市の以下に掲げる地区とする。(駿河台・瀬古・志太・南新屋・瀬戸新屋・上下青島
東町・小石川・青木・駅前・前島・田沼・高州・高柳・高岡・大洲・青葉町・末広・青南町
大西町・泉町・大東町・大新島)

(利用料その他の費用の額)

第12条

1. 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割の額とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
3. 下記項目の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に記名押印を受ける。
 - ① 食材費 800円/回
 - ② おむつ代 200円/枚 おむつパット 70円/枚
 - ③ 第8条に規定した通常の実地地域を超えて行う通所介護に要した送迎費 50円/km
4. その他、日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に対して事前に文章で説明し了承を得たものに限り徴収する。

(事故発生時の対応)

第13条

1. 従業者等は、通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。又、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3. 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業者管理者を当て、火元管理者には事業所看護婦を当てる。
- (2) 始業時・就業時には火災危険防止の為、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の火災が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消化・通報・避難)・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上
 - ③ 非常災害用の設備の使用方法に徹底・・・随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(苦情処理)

第15条 通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止・身体拘束等の適正化および感染症対策)

第16条

1. 事業所は虐待の発生・その再発防止をするため法人内で委員会の設置や指針の整備・研修を行う。また、身体拘束等の適正化を図り、生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし身体拘束等を行う場合には、態様・時間・心身の状況や理由を記録する事を義務付ける。
2. 事業所において感染症の発生・まん延防止につとめ、法人内での委員会の設置や指針整備・研修や訓練実施を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

1. 従業員の質の向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
2. 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は錦野クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成30年6月1日に施行する

この規定は令和元年6月1日に施行する

この規定は令和6年6月1日に施行する